

柏キャンパスにおける入構制限緩和のお知らせ

令和3年12月13日（月）から当分の間、柏キャンパスへの入構制限を以下のとおり緩和します。

1. 入構制限の解除

入構制限を解除し、学外者を含め、キャンパス内（建物外）へ入構できることとします。

※キャンパスへ徒歩で入構する際の守衛所における「臨時入構管理簿」への訪問先等の記入、関係事業者の入構届は不要とします。（車両による臨時入構の際の手続きは従前のとおり。）

2. 各建物・施設等への立入・利用

- ・建物への立ち入りについては、原則として学内構成員・関係者限りとします。
- ・ただし、学外の方も利用できる施設については、感染防止対策を実行したうえで、各施設の責任者の判断により、学外者の利用ができることとしていますので、施設責任者の指示に従ってください。

3. その他注意事項等

- ・キャンパスに入構する場合には、原則としてマスクを着用し、感染リスクの高まる行動は慎んでください。
- ・キャンパスへの入構に当たっては、日頃から健康管理を行い、発熱等の体調不良がある場合には入構しないでください。また、学内構成員については、入構手続きに必要なはありませんが、健康管理のため、引き続き健康管理報告サイトへ入力することを推奨します。
- ・入構制限の緩和は、現段階では「東京大学新型コロナウイルス感染防止対策強化指針」等の変更ではなく、当面の間の臨時的な特別措置として実施されます。新型コロナウイルス感染拡大の状況によっては、本措置を終了し、再び入構制限を実施することがあります。

令和3年12月13日
東京大学柏キャンパス